

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続－登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>Ⅲ－３－１－３ 添付書類 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>（１）～（５） [略]</p> <p>（６）「これに代わる書面」（仲介業者等府令第 12 条第 1 号口、同条第 2 号口）</p> <p>① 仲介業者等府令第 12 条第 1 号口に規定する「これに代わる書面」とは以下の書類を、同条第 2 号口に規定する「これに代わる書面」とは、以下の書類又は役員が法人である場合にあっては商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>（ア）・（イ） [略]</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続－登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>Ⅲ－３－１－３ 添付書類 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>（１）～（５） [略]</p> <p>（６）「これに代わる書面」（仲介業者等府令第 12 条第 1 号口、同条第 2 号口）</p> <p>① 仲介業者等府令第 12 条第 1 号口に規定する「これに代わる書面」とは以下の書類を、同条第 2 号口に規定する「これに代わる書面」とは、以下の書類又は役員が法人である場合にあっては商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>（ア）・（イ） [略]</p>

改正後	現行
<p>(ウ) 有効期限内の以下の書類の写し 個人番号カード、運転免許証、<u>健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書</u>（令和7年12月1日までに限り健康保険証を含む）、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>② [略]</p> <p>(7) ~ (10) [略]</p> <p>VIII 監督上の評価項目と諸手続（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-1 業務の適切性（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-1-1 金融サービス仲介業者の禁止行為等 金融サービス提供法第32条で準用する貸金業法（以下「準用貸金業法」という。）第12条の6（禁止行為）に係る貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者（以下、VIIIにおいて「貸金業貸付媒介業者」という。以下同じ。）の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(ウ) 有効期限内の以下の書類の写し 個人番号カード、運転免許証、<u>健康保険証</u>、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>② [略]</p> <p>(7) ~ (10) [略]</p> <p>VIII 監督上の評価項目と諸手続（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-1 業務の適切性（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-1-1 金融サービス仲介業者の禁止行為等 金融サービス提供法第32条で準用する貸金業法（以下「準用貸金業法」という。）第12条の6（禁止行為）に係る貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者（以下、VIIIにおいて「貸金業貸付媒介業者」という。以下同じ。）の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) [略]</p>

改正後	現行
<p>(2) 留意事項</p> <p>① [略]</p> <p>② 準用貸金業法第 12 条の 6 第 4 号の規定は、貸金業貸付媒介業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業貸付媒介業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>イ. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介又は当該契約の変更の媒介に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>a. ・ b. [略]</p> <p>c. 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、個人番号カード、運転免許証、<u>健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書</u>、年金受給証等の債務者の社会生活上必</p>	<p>(2) 留意事項</p> <p>① [略]</p> <p>② 準用貸金業法第 12 条の 6 第 4 号の規定は、貸金業貸付媒介業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業貸付媒介業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>イ. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介又は当該契約の変更の媒介に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>a. ・ b. [略]</p> <p>c. 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、個人番号カード、運転免許証、<u>健康保険証</u>、<u>年金受給証</u>等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="271 212 703 244">要な証明書等を徴求すること。</p> <p data-bbox="244 308 495 339">d. ～ f. [略]</p> <p data-bbox="215 403 465 435">□. ～子. [略]</p> <p data-bbox="174 499 344 531">(3) [略]</p>	<p data-bbox="1218 308 1469 339">d. ～ f. [略]</p> <p data-bbox="1189 403 1440 435">□. ～子. [略]</p> <p data-bbox="1149 499 1319 531">(3) [略]</p>